

# ニセコ町新行政改革計画

平成24年3月策定

ニセコ町

もくじ	ページ
I 基本的な考え方	2
II 計画の期間	3
III 改革の実施事項	4
1 自治の基本姿勢に係わる分野	5
2 事務事業の改革改善に係わる分野	9
3 町財政の健全性確保に係わる分野	13
4 役場の組織運営に係わる分野	16
IV 本計画の進行管理を統括する担当	20

# I 基本的な考え方

## 1 計画の趣旨と目的

地方自治における行政運営の効率化と高度化は、一時的な取り組みに留まることなく、発展的な継続性が必要です。本計画は、平成21年度に期限を迎えた「集中改革プラン」をはじめ行政改革に関する諸計画に続く発展的計画として策定し、実行します。

行政の仕事の効率化や高度化、経費節減はもとより、ニセコ町の自治体経営としての質を高めることを目的に、町独自の改革計画として位置付けるものです。

## 2 前期関連計画の評価

### (1) 本計画の策定にあたり評価した諸計画

第2次行政改革大綱	(平成16年度～20年度)
上記の実施計画	(第1期：平成16年度～20年度) (第2期：平成17年度～21年度)
集中改革プラン	(平成17年度～21年度)
第3期定員適正化計画	(平成18年度～22年度)

### (2) 評価結果

目標設定数	25	うち達成数19 (達成率76%)
目標達成のための施策数	81	うち達成数56 (達成率69%)

諸計画全体の目標のうち76%が達成されましたが、未達成のものも数多く残されています。これら未達成項目については、社会経済情勢を鑑みながら、本計画において継続取組みや発展的取組みなどの必要性を検討し、所要の事項を反映しています。

## 3 計画策定の経過

本計画の策定にあたっては、役場庁内に設置した「行政改革検討会議」(副町長を座長とし総務課及び企画環境課の職員により構成)を中心に作業を進め、役場自らが主体的な改革に取り組んでいけるよう全庁的な検討を重ねながら、改革実現に結びつく実践的な内容となるよう配慮しました。

## 4 計画進行管理の方針

### (1) 町民行政評価委員会（仮称）の設置運営

本計画の進行管理にあたっては、町民目線による評価の必要から、町民を中心に構成する町民行政評価委員会（仮称）において取り組むものとします。なお、この委員会は次の事項に取り組むことを予定しています。

- ① 本計画全体の進行管理
- ② 町の政策や事務事業の実施状況に関する評価
- ③ 役場の内部統制に関する評価

### (2) 他の計画への反映、連動

本計画の取り組み内容やその効果について、数値として定量的に測定が可能な事項は、財政計画に反映し成果を管理していきます。また、取り組み事項（施策）全体の整合性や進行管理は、第5次ニセコ町総合計画との調整を図るものとします。

## II 計画の期間

本計画による改革の期間は、平成23年度から27年度までの5年間とします。

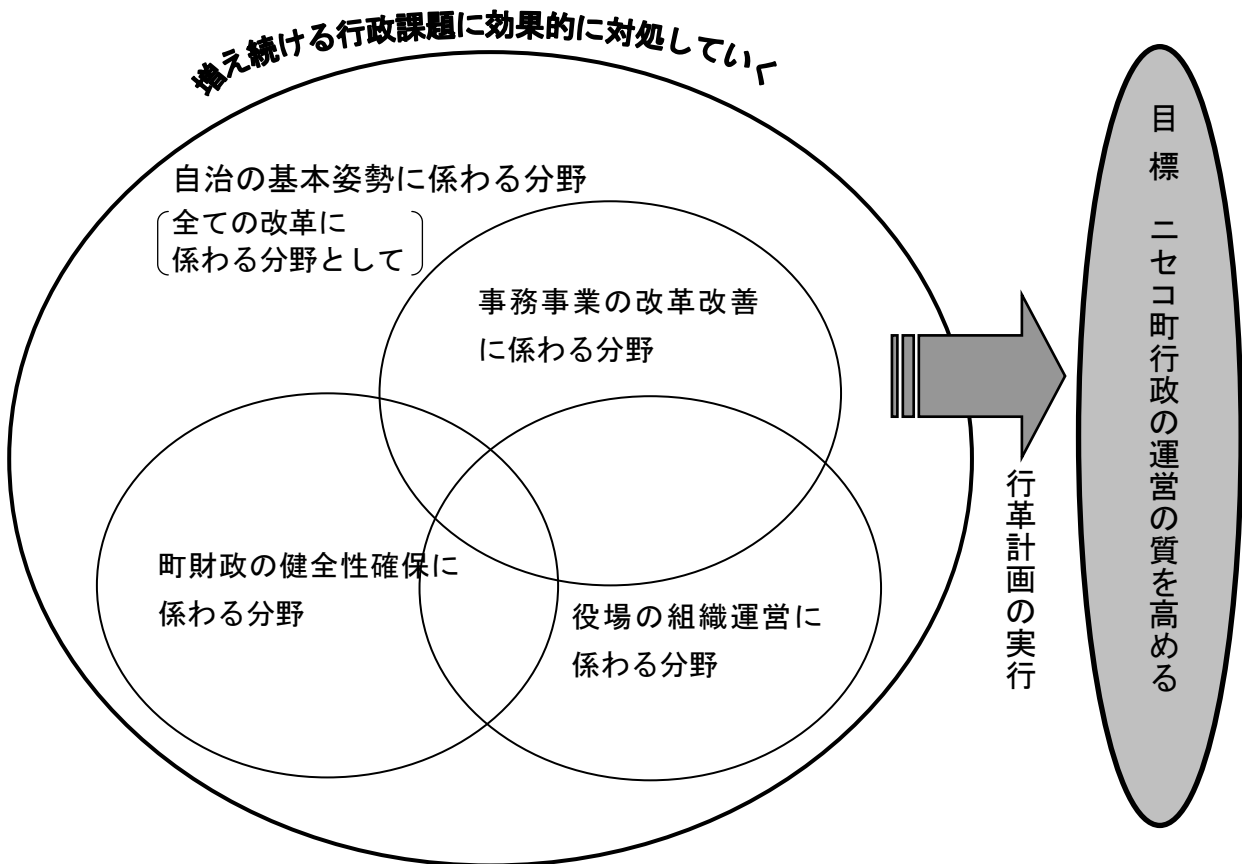
参考：ニセコ町中期財政計画 平成23年度から32年度（10年間）

### Ⅲ 改革の実施事項

#### 改革実施の姿

大きな目標として、ニセコ町の行政運営の質を高めていくことを据え、分野別の取組み（施策）を通じ、改革を実行していくものとします。

とりわけ、「自治の基本姿勢に係わる分野」における取組みは、全ての改革に共通するものとして、他の分野の取組みと関連させて実行します。



## 取組み分野ごとの改革項目

凡例	本文中	★印	前期関連計画における未達成施策を本計画に取り込んだもの
	工程表中	……▶	検討・課題整理 → 実施

### 1 自治の基本姿勢に係わる分野

行政改革の推進にあたり、あらゆる分野に渡って共通する事項として、町職員一人ひとりが意識し、全庁的な取組みを進めていきます。

#### 1- (1) 町民と行政の役割分担と民間活力の活用

地方分権時代への完全移行を機に、これに伴い増大する行政需要に対し役場が肥大化しない工夫を進めながら、民間活力を活かしつつスピード感を持って対応できる町にしていきます。

- 目 標 民間と力をあわせた効果的な行政の展開  
自ら行動する町民、行政へ成長する
- 施 策
- ① 町民と行政の今後の役割、あり方の検討（町民、NPO、事業者、公共的団体、「新たな公共」の役割など）
  - ② 地域自治組織（町内会）機能の強化（連合町内会移行への支援、町内会の公共的役割の検討など）
  - ③ 地域自治組織（町内会）やコミュニティによる自主的な公共活動への支援（自主防災体制の確立、「お助け隊」等の活動への支援など）
  - ④ 地域に眠る人材の発掘と育成（「公共」の分野を担う人材の発掘、育成、組織化への支援）
  - ⑤ 指定管理者制度の導入検討（町民センター、西富町民センター、旧宮田小学校、コミュニティFM施設、体育施設、有島記念館、給食センター、幼児センターなど）
  - ⑥ PFI等の手法による事業導入の検討（水道事業など）
  - ⑦ 民間への委託化★（公営住宅管理、有島記念館等の施設運営、地域子育て支援、法定健康診断等職員福利厚生業務など）、委託事業の担い手育成や委託事業の評価検証

#### 工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①町民と行政の役割	……▶	……▶	……▶	→	→
②地域自治組織強化	……▶	……▶	→	→	→
③地域自治組織支援	……▶	……▶	→	→	→

④地域人材育成		.....▶							
⑤指定管理者制度		.....▶							
⑥PFI等		.....▶							
⑦民間委託									

**1- (2) 広域連携による行政の推進**

広域連合をはじめとし、近隣町村との事務の共同処理などについて導入や効率的な運営を進め、広く地域の力を活かした行政を展開します。

目 標 地域連携による課題対処力の強化  
共同化による事務経費の節減

- 施 策
- ① 後志広域連合、羊蹄山ろく消防組合等の広域的団体の効率的な運営（今後取り組むべき業務の検討、「自賄い方式」の解消に向けた検討、費用対効果の検証など）
  - ② 事務の共同処理化（廃棄物広域処理、消費生活相談窓口、公共交通、観光局構想、職員給与・福利厚生事務など）
  - ③ 協議会、期成会等を通じた政策実現のための活動の推進
  - ④ 広域的な地域子育て支援対策（保育待機児童対策、民間事業者との連携など）
  - ⑤ 情報発信の広域化（地域に向けた行事やイベント情報の広域的発信など）
  - ⑥ 民間分野における広域連携への支援（部活動広域化への支援など）
  - ⑦ 広域的な公共施設利用の検討（体育施設、火葬場など）

工 程

施 策	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①広域連合、事務組合					
②事務の共同処理					
③協議会、期成会					
④地域子育て支援		.....▶			
⑤情報発信広域化		.....▶			
⑥民間分野支援		.....▶			
⑦公共施設広域利用		.....▶			

### 1- (3) 地方分権を担える自治体としての変革

地方分権に積極的に対応しながら、強固な自治に基づく行財政運営を着実に進めることができる町にしていきます。

目 標 住民に身近な行政への積極的な取り組み  
住民自治に貢献する行政へ

施 策 ① 義務付けや枠付け廃止、権限移譲への対応  
② 国等への政策提案、提言  
③ 町が新たにに取り組むべき行政分野の検討と財政負担のバランスの検証（地方自治法に定める「自治事務」の範囲の検証など）

工 程

施 策	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①権限移譲	—————▶				
②政策提言	—————▶				
③新分野検討		.....▶			

### 1- (4) 環境を共通テーマにした行政

行政運営のあらゆる分野において、環境保全やエネルギー利用のあり方に関する視点を加え、持続的な環境行政を進めます。

目 標 環境に配慮した持続的な行政運営  
環境自治体としての評価の確立

施 策 ① 環境に配慮した予算を毎年度計上し、恒常的な環境対策を進める（政策予算から公共施設維持管理経費に至るまで）  
② 再生可能エネルギーの利活用、民間への支援（省エネルギー設備導入への助成など）  
③ 公共施設の建設、改修、維持管理における省エネルギー化やスマート化（役場庁舎やコミュニティ施設などすべての町有施設について実施）  
④ グリーン購入の推進、省エネルギー製品の利用  
⑤ 公用車の環境対応車への更新  
⑥ 環境に配慮した業務改善提案への職員表彰制度  
⑦ 行政活動におけるごみ排出量の抑制、リサイクルの推進

工 程

施 策	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①環境対策予算	—————▶				
②再生可能エネルギー		.....▶			
③施設省エネ化	—————▶				



④グリーン購入							→
⑤環境対応車							→
⑥職員表彰制度		.....					→
⑦ごみ排出抑制							→

### 1- (5) 公文書の最適管理と情報共有基盤の確立

行政改革を継続する基盤として、適正かつ透明な公文書管理の位置付けは重要であり、その効果的な制度運用を通じ、質の高い行政情報管理と情報共有の取組みを進めます。

- 目 標      町民財産である町政情報の適正管理  
 まちづくり基本条例に基づく町民への説明責任の全う
- 施 策      ① 文書管理委員会を中心とした公文書に関する庁内文書管理体制の確立  
 ② 公文書管理に関する職員の研鑽（考え方の共有と技能向上、ファイリングシステムの維持発展に責任を持って取り組める職員人材の育成）  
 ③ 歴史的保存文書の効果的な整理保存と公開  
 ④ 管理台帳の再整備（水道、道路等。電子化を含めて検討）  
 ⑤ 整理整頓され無駄の無い清潔かつ開放的な公共施設の環境維持と利用者への提供  
 ⑥ 電子文書の適正な維持管理  
 ⑦ 公文書に関するISO（国際規格）認証の取得、運用の検討

#### 工 程

施 策	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
①文書管理体制						→
②文書管理職員研修						→
③歴史的保存文書		.....				→
④管理台帳再整備		.....				→
⑤公共施設環境維持						→
⑥電子文書管理						→
⑦ISO認証		.....				→

## 2 事務事業の改革改善に係わる分野

行政改革の中心的な施策として、役場の行政改善（事務改善、事業改善）を継続的に進めます。

### 2- (1) 役場事務の改善

役場の事務（業務）において、前例踏襲ではなく足下の仕事を常に見直し無駄の無い仕事を進めていくことが重要であり、日常事務の改革改善を多岐に渡って進めていきます。

- 目 標 役場の仕事の質を高める  
より優先順位の高い仕事に経営資源を振り向ける
- 施 策
- ① 心温かな役場へ（窓口や電話などの応対改善★、職員の応対力や課題解決力の向上）
  - ② 閉庁日における窓口業務拡大★（住民票等の発行）
  - ③ 諸手続きの簡素化（申請書類への押印省略適用拡大など）★
  - ④ 利用者待ち時間の短縮化（健康診査事務など）
  - ⑤ 定型業務の見直し、工夫★
  - ⑥ 口座振込、引落とし手続きの改善★（口座振込・引落とし手続きの電送化、報酬・給与などの全額振込化など）
  - ⑦ 事務の一元管理★（公用車、OA機器等導入管理など）
  - ⑧ 庁内会議の運営改善（会議時間の短縮化、資料事前配布等短時間で効果的に会議を実施する工夫など）
  - ⑨ 行政手続きや窓口対応に関する利用者意見聴取、改善（施設管理等の委託事業者も同様）
  - ⑩ 電子決裁事務の拡大（旅行命令、休暇など）
  - ⑪ 根拠や必要性に乏しい各種照会や調査への対応業務の廃止

#### 工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①心温かな役場へ	→				
②窓口業務拡大		.....▶	→		
③諸手続き簡素化		.....▶	→		
④待ち時間短縮化		→	→		
⑤定型業務見直し	→				
⑥振込み等手続き		.....▶	→		
⑦事務一元管理		.....▶	.....▶	→	
⑧庁内会議改善	→				
⑨意見聴取・改善		.....▶	→		

⑩電子決裁拡大		.....▶						
⑪無駄な調査業務廃止								

## 2- (2) 町事業の改善

町が取り組む仕事（各種の施策、事業）において、改革改善が必要な事項への対応を進め、より効果的な仕事につながるよう高度化を図ります。

目 標 町の施策、事業の高度化

- 施 策
- ① 町内公共交通体系の見直し（デマンド交通導入など）
  - ② 情報共有手段の見直し（コミュニティFM導入など）
  - ③ 子育て支援事業の見直し（対応窓口一元化、事業充実など）
  - ④ 選挙事務の見直し（投票日における投票時間短縮化など）
  - ⑤ その他事業の見直し、廃止（狂犬病予防接種事業、交通安全啓発事業、町バス運行事業、広報誌等の個人宛発送業務など）
  - ⑥ 行政評価に基づく事業実施内容の見直し、改善

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①町内交通体系					
②情報共有手段					
③子育て支援	.....▶				
④選挙事務	.....▶				
⑤事業見直し、廃止	.....▶				
⑥行政評価					

## 2- (3) 町有資産（公共施設等）の有効活用

平成22年度から23年度にかけて実施した主要公共施設の簡易劣化診断調査結果を活用し、各施設の効果的な維持管理、将来像の明確化を進めていきます。

目 標 各施設の将来維持経費（ライフサイクルコスト）把握による最適な費用対効果を実現する

- 施 策
- ① アセットマネジメントの考え方に基づく施設の維持管理、計画的修繕
  - ② 道路、橋梁等付帯施設の計画的な維持補修
  - ③ ニセコ高校、有島記念館の方向性（将来像）の検討★
  - ④ 役場庁舎改修の検討
  - ⑤ 遊休資産の利活用、売却（旧宮田小学校、旧幼稚園、旧重量車庫などの諸施設、公園用地などの土地、町有林、町有住宅など）

- ⑥ ニセコ町民センター管理運営の工夫、改善
- ⑦ 町営住宅のあり方検討（職員住宅を含む住宅対策や整備のあり方の再検討）
- ⑧ I R U契約に基づく光ケーブルの効果的な活用
- ⑨ 備品、財産の保管場所確保と有効活用（役場、重量車庫、物品庫などにおける保管と町民利用）

工 程

施 策	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
①アセットマネジメント	→				
②道路、橋梁	→				
③高校、有島記念館	.....	→			
④役場庁舎改修	.....	→			
⑤遊休資産	.....	→			
⑥町民センター運営	.....	→			
⑦町営住宅	.....	→			
⑧光ケーブル	.....	→			
⑨備品保管・利用	.....	→			

2- (4) 電子自治体化

多様化する情報媒体の最適な選択と活用を行いながら、世界とつながる役場づくりや自治活動の多様化を進めます。

- 目 標 行政事務の利便性向上、スピードアップ  
町民はもとよりさまざまな世界の人々との連携
- 施 策 ① 電子入札の導入、実施★  
② 申請書類の電子化、電子申請による諸証明発行、公共施設の電子利用予約  
③ 役場業務高度化に資するシステム導入の検討（統合型GIS、土木建築CAD、広報DTP、財産管理システム、施設予約システムなど）  
④ ユーストリーム、ツイッター、フェイスブックなどの多様な媒体の選択、活用（各種審議会等のWEB中継なども含む）  
⑤ 町発注工事における成果品の電子納品化  
⑥ クラウドコンピューティング（ネットワーク上のサーバーによるサービス活用）の推進

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①電子入札		.....▶	▶	▶	▶
②申請手続き電子化	.....▶	▶	▶	▶	▶
③業務高度化システム		.....▶	▶	▶	▶
④多様な媒体活用	▶	▶	▶	▶	▶
⑤電子納品化		.....▶	▶	▶	▶
⑥クラウドコンピューティング	▶	▶	▶	▶	▶

### 3 町財政の健全性確保に係わる分野

不断の行政改革を進めながら、同時に持続可能な町財政の基盤を強固なものとしていき、あわせてその情報共有を進めます。

#### 3- (1) 税、使用料等の確実な収納

各種の税、住宅や上下水道などの使用料、保育料など、町の収入の根幹を成すものについて、確実かつ効率的な収納を徹底して進め、負担の公平性、公正性を確保していきます。

- 目 標  すべての徴収率を100%にする（負担の不平等を生まない）
- 施 策  ① 滞納対策の徹底、強化（後志広域連合への移管、悪質滞納事案に対する法的措置・徴収強化、諸徴収業務の一括化など）  
           ② 滞納者に対する公的サービス制限のあり方検討  
           ③ 納付環境の向上対策（口座振替適用業務の拡大、コンビニ収納やクレジット収納の導入など多様な納付方法導入、納付書類の外国語対応など）

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①滞納対策強化	—————▶				
②サービス制限検討	.....▶	—————▶			
③納付環境向上	.....▶	—————▶			

#### 3- (2) 補助負担金の見直し

町からさまざまな団体や個人へ支出する補助負担金は、補助金等検討委員会（平成13年度～16年度）により徹底した見直しを実施して以降、増加する傾向にあります。そのあり方について、改めて見直しを進めます。

- 目 標  補助事業の効果検証と事業制度化による補助負担金の支出
- 施 策  ① 補助負担金の効果検証、見直し（補助実施の効果説明、補助期間を全てに設けることなど新たな補助ルールの確立）  
           ② 役場が事務局を務めている補助団体の完全民営化（役場職員が補助団体の事務を担わない方向）  
           ③ 補助団体における効率的な物品等調達  
           ④ 補助内容の情報共有と団体運営の透明性確保

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①補助負担金見直し	—————▶				
②補助団体民営化		.....▶	—————▶		
③効率的な調達		.....▶	—————▶		
④補助の透明性確保	—————▶				

3- (3) 出資団体など関係団体の統制

地方財政健全化法に基づく財政健全性確保の観点から、町が出資する団体などにおいて将来の町財政へ悪影響を発生させないよう、団体の健全財政に資する施策を着実に展開していきます。

目 標 団体経営、団体会計の恒常的な健全性確保

- 施 策
- ① 出資団体のあり方に関する検討と経営状況の情報公開強化  
(ニセコリゾート観光協会、キラットニセコ、土地開発公社)
  - ② 団体の事業改善への支援、指導
  - ③ 上下水道事業の公営企業化に関する検討★
  - ④ 団体における効率的な物品等調達

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①情報公開強化		.....▶	—————▶		
②事務改善支援	—————▶				
③上下水道事業		.....▶	—————▶		
④効率的な調達		.....▶	—————▶		

3- (4) 財政制度運営の改善、工夫

常に最先端の情報をつかみ利用しながら、町財政の制度運営や仕事の方法について改善を進め、最適な政策選択と実行が持続的に行える財政基盤づくりを進めます。

目 標 自治の政策を長期に支えられる財政運営の仕組みづくり  
安定した財政基盤の確立

- 施 策
- ① 中長期財政計画の策定、見直しと実行、他の計画との連動
  - ② 使用料や手数料等水準の定期的な検証、見直し
  - ③ 町税、地方交付税はもとより、各種補助金、交付金などの政策財源の確保
  - ④ 目的税等の新たな収入確保の検討及び寄付金制度運用の改善  
(少額寄付制度の導入など)

- ⑤ 財政運営に関する基本条例（仮称）の検討
- ⑥ 地方財政に関する情報収集と分析、政策への活用
- ⑦ 上下水道事業の公会計導入に関する検討
- ⑧ 公会計の整備、公会計制度改革に関する検討

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①財政計画	—————▶				
②使用料、手数料	.....▶	—————▶			
③財源確保	—————▶				
④新たな収入確保	.....▶	—————▶			
⑤財政運営基本条例	.....▶	—————▶			
⑥財政情報活用	—————▶				
⑦上下水道事業	.....▶	—————▶			
⑧公会計制度	.....▶	—————▶			



## 4 役場の組織運営に係わる分野

ニセコ町のように特に小さな自治においては、その仕事を中心的に担う役場組織のあり方が重要です。最大の力を常に発揮し、増加する自治の諸課題を迅速に解決していけるよう、組織、職員に関する不断の改革を進めます。

### 4- (1) 職員の定数管理

法律の中では職員定数（定員）管理の計画に関する策定義務は自治体がないものの、計画に基づく定員管理について国から自治体に対し助言が行われています。本町の業務量と予算規模、陣容に見合った定数の管理計画をここに整理し、管理していきます。

- 目 標 役場の業務量と予算規模に見合った的確な職員配置  
(工程において定数管理目標を設定)
- 施 策 ① 職員定数の管理（増加する事業量に見合った定数を確保しながら行政を肥大化させない工夫を進める）  
② 職員の年齢構成バランスの平準化★  
③ 任期付職員制度などによる人材登用、人材の有効活用

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①職員定数の管理	86 人	88 人	88 人	88 人	88 人
	23 年度数値は実員数。24 年度以降は条例による定数。				
②年齢構成バランス					→
③人材登用・活用					→

### 4- (2) 職員の給与管理

給与管理は、定員管理と共に恒常的な管理改善を必要とする事項であり、特に人事評価の実施に基づく業績の給与への適正な反映は今後必須となります。職員一人ひとりに真に能力を発揮し、本町のまちづくりに貢献することができるよう、効果的な給与管理を進めます。

- 目 標 職務、実績に応じた無駄の無い公正な給与支給  
職員一人ひとりがやる気を持って仕事に臨む給与体系
- 施 策 ① 給与表の見直し（人事院勧告等を参考にした適時適切な見直し）  
② 人事評価に応じた実績給、能力給の導入（年功序列を基本とした従来の給与体系を改革し、より公正な評価と処遇を行う。勤勉手当の有効活用など）  
③ 時間外勤務手当等の人件費の抑制（非効率な残業の撲滅など）

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①給与表見直し	—————▶				
②評価による給与	.....▶				
③人件費抑制	—————▶				

4- (3) 組織・機構の管理

社会経済情勢に柔軟に対応でき、町民目線で自治を進めるため、これに最適な役場、組織を構築していきます。

目 標 町民に分かり易く環境変化に柔軟に対応できる組織構築

- 施 策
- ① 最適な役場組織編制の研究、提案、実施（グループ制の検討やチーム方式による柔軟な課題対応、役場庁舎改修にあわせた組織配置のあり方検討、これまでに実施した機構改革プロジェクトによる検討結果の検証（スポーツ、文化、生涯教育の担当部局の検討等）など）
  - ② 組織内権限移譲と責任の明確化
  - ③ 町長諮問機関（委員会等）の設置、運営の工夫

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①役場の組織編制	—————▶				
②組織内権限移譲	.....▶				
③委員会等	—————▶				

4- (4) 職員管理

職員の基本的な処遇と管理を行い、職員一人ひとりが真に力を発揮できる基礎を構築していきます。

目 標 地方公務員に必要となる制度、仕組みの確実な導入と実施

- 施 策
- ① 人事評価制度の導入（職員の事務権限明確化と責任体制の確立。特に管理職には給与に直結する、より厳格な実績評価を導入し職責を全うさせる）
  - ② 職務目標、事務事業計画の策定と管理（目標設定、実施、実績評価など職員のP D C Aサイクルの確立）
  - ③ 昇格、降格の制度化（特に管理職）
  - ④ 職員に対する不利益処分における課題整理、対策
  - ⑤ 職員の健康管理、メンタルヘルス対策、病気休暇制度の運用見直し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の実現
  - ⑥ 賞罰委員会への外部人材の登用★

- ⑦ 労働安全衛生委員会の設置
- ⑧ 新たな職員表彰制度の創設

工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①人事評価制度導入	.....	.....▶	▶	▶	▶
②職務目標管理	▶	▶	▶	▶	▶
③昇格降格制度		.....▶	▶	▶	▶
④不利益処分		.....▶	▶	▶	▶
⑤健康管理、病気休暇	▶	▶	▶	▶	▶
⑥賞罰委員会	.....▶	▶	▶	▶	▶
⑦労働安全衛生管理	.....▶	▶	▶	▶	▶
⑧職員表彰制度		.....▶	▶	▶	▶

4- (5) 人材育成、人材登用

まちづくり基本条例に規定する「まちづくり専門スタッフ」として、役場職員一人ひとりの業務対処能力を引き上げる改善を常に進めます。同時に、さまざまな任用（採用）形態の人材すべてが、まちづくりを支え町に貢献するスタッフとして働く環境をつくり、自治を支える人材基盤を強固なものとしします。

- 目 標 自ら考え行動する職員の育成  
 職員一人ひとりの課題対処能力の向上  
 職員が力を合わせて自治の課題に対処できるまちづくり
- 施 策 ① 職員任用（採用方法等）の工夫（より優秀な職員を採用、登用、配置できる仕組みの検討、導入など）  
 ② 職員研修制度の運用効果の検証、制度改善、多様化  
 ③ 職場内研修の拡充（新規採用職員を対象とした業務研修など）  
 ④ ブラザー・シスター制度（新規採用職員を先輩職員が育成する仕組み）の実施  
 ⑤ 職員の法務能力強化（法制執務、政策法務）  
 ⑥ 幅の広い人材交流による職員の研鑽（人事交流、研修会等）  
 ⑦ 自己研鑽、自己啓発への職場支援  
 ⑧ 人材育成方針の策定★、研修計画との整合  
 ⑨ 人事（人材）管理システムの整備★

## 工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①職員採用	→				
②研修制度		.....→	→		
③職場内研修		→			
④ブラザーシスター	→				
⑤法務能力向上	→				
⑥人材交流	→				
⑦自己研鑽	→				
⑧人材育成方針		→			
⑨人事管理システム		.....→	→		

## 4- (6) 行政運営の透明性確保に関すること

行政運営の基本方針として、町民への説明責任を常に意識し、透明性の高い行政を進めます。そのために必要な工夫、改善に常に取り組みます。

目 標 行政透明度ナンバー1の自治体を目指す

- 施 策
- ① 役場が発行する広報媒体の発信力強化、工夫改善（広報誌の企画訴求力の向上、予算説明書の内容工夫など）
  - ② 町ホームページの改善（会議予定、会議録や資料の掲載など）
  - ③ ラジオニセコ（コミュニティFM）による効果的な情報の発信（防災情報を含めて）
  - ④ まちづくり町民講座など多様な説明、議論の場の確保
  - ⑤ 計画策定過程における情報共有の強化
  - ⑥ 人材交流の様子を町民に紹介、説明する機会の確保
  - ⑦ 役場内の情報共有推進（主要課題の方向性、進展状況、町民への提供情報やイベント情報、打合せ内容など）

## 工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①広報媒体の強化		→			
②ホームページ改善		→			
③コミュニティFM		→			
④町民講座	→				
⑤計画策定過程		→			
⑥人材交流紹介		→			
⑦役場内情報共有	→				

#### 4- (7) 内部統制、危機管理能力の向上

恒常的な行政改革の柱となる内部統制力や組織的対応力の強化に、継続的に取り組めます。

- 目 標 行政としての課題対応力を備える  
自治の担い手たるにふさわしい町をつくる
- 施 策 ① 庁内会議（経営会議、課長会議等）の効果的な実施と役場の意思決定  
② 職員倫理、法令順守の徹底（不正の芽を生まない組織風土づくり）  
③ 法令審査会（庁内設置）による条例等例規審査力の強化  
④ 情報公開審査会、個人情報保護審査会による審査体制の維持  
⑤ 防災力、危機対応力の強化（知識、技能、体制、物資、財源等）  
⑥ 公益通報への対応体制の整備★  
⑦ 情報セキュリティ対策、個人情報保護対処力の強化  
⑧ 行政情報システム監査の実施★、情報通信分野における災害発生時等の業務継続計画（BCP）策定

#### 工 程

施 策	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度
①庁内会議効率化	→				
②職員倫理、法令順守	→				
③法令審査会		→			
④情報公開審査会		→			
⑤危機対応力		→			
⑥公益通報対応体制		.....→	→		
⑦情報保護対策	→				
⑧行政システム監査		.....→	→		

## IV 本計画の進行管理を統括する担当

本計画の進行管理は、計画策定をとりまとめた総務課において行うこととします。